

## ■ 4条1項11号

不服 2021-11933

### <本願商標>

「WUNDERWEAR」(標準文字)

第25類「被服, 子供服, ジョギングパンツ, スウェットパンツ, スポーツシャツ, 下着, キャミソール, シャツ, ズボン下, スリッパ, パンツ, 靴下, 保温用サポーター」

### <結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

ウンダー  
Wunder

引用商標：

第25類「被服」を含む第6類、第9類、第12類、第14類、第16類、第18類、第20類、第21類、第24類、第25類、第28類、第30類、第32類、第33類及び第34類に属する商標登録原簿に記載の商品

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「WUNDERWEAR」の文字を標準文字で表してなるところ、本願商標は、同書、同大、等間隔に外観上まとまりよく一体に表されており、本願商標の構成全体から生じる「ウンダーウェア」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、「WUNDERWEAR」の文字は、辞書類に載録がなく、特定の意味合いを有する語として知られているとは認められないものである。

さらに、原審説示のとおり、「WEAR」の文字が、「着るもの。衣類。服。」(株式会社岩波書店 広辞苑第六版)を意味する英語であるとしても、本願商標の構成中の「WUNDER」の文字が、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足る事情は見いだせない。

そうすると、本願商標は、構成全体で、一種の造語として認識し、把握されるとみるのが自然であり、その構成中の「WUNDER」の文字を分離抽出し、この部分のみを他人の商標と比較して商標の類否判断をすることは許されないと判断するのが相当である。

したがって、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品中の第25類「被服」とが同一又は類似する商品であるとしても、本願商標の構成中の「WUNDER」の文字を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

#### 弁理士コメント

本願商標「WUNDERWEAR」は、構成全体で一種の造語として認識し、把握されるとみるのが自然であり、その構成中の「WUNDER」の文字を分離抽出し、この部分のみを他人の商標と比較して商標の類否判断をすることは許されないと判断された上で、引用商標「ヴンダー\Wunder」とは非類似であると結論付けられました。

たしかに、審決の言うように、本願商標「WUNDERWEAR」の「WEAR」の部分が「着るもの。衣類。服。」といった意味合いを有する語であるとしても、一見すると、構成全体として一体不可分の造語であるかのような印象を受けます。

一方で、商標をしっかり観察して、「WUNDER」の文字だけに注目した場合は、我々日本人には馴染みのない語ということもあり、原査定の言うように、引用商標「ヴンダー\Wunder」とは出所の混同を生ずるおそれがあると言える余地もあるように思います。

ちなみに、「WUNDER」は、ドイツ語で「奇跡」を意味する語のようです。

個人的には、なかなか微妙な判断となった審決ではないかという気がします。もし、引用商標が、上段に「ヴンダー」の振り仮名をふっておらず、構成がすべて大文字の「WUNDER」だけであったなら、また、もし、本願商標の構成中にスペースがあって「WUNDER WEAR」であったなら、どのような判断がされたのか興味深いところです。（ただ、最近の審決における判断傾向に基づけば、結論は変わらない気がします。）

(弁理士 永露 祥生)

<2022年2月21日>